

令和7年度 価格転嫁円滑化伴走支援専門家派遣事業に関するものづくり企業発掘業務委託
プロポーザル募集要領

1. 案件名称

価格転嫁円滑化伴走支援専門家派遣事業に関するものづくり企業発掘業務委託

※本募集は、兵庫県における予算化を前提としています。

2. 目的

調査によって価格転嫁やAI・IoT等を活用したものづくり環境の高度化、温室効果ガス削減に意欲的に取り組もうとする兵庫県内（以下「県内」という。）のものづくり中小企業を発掘し、公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「当センター」という）が実施する「価格転嫁円滑化伴走支援専門家派遣事業」の利用申込みを勧奨することを目的とする。

【参考：価格転嫁円滑化伴走支援専門家派遣事業】

価格転嫁やAI・IoT等を活用したものづくり環境の高度化、温室効果ガス削減に意欲的に取り組もうとする県内ものづくり中小企業を発掘し、専門的な知識、経験を有する中小企業診断士、高度情報処理技術者、ITコーディネータ、ITベンダー、エネルギー管理士等の専門家を派遣することで、各企業の取り組み過程に応じた適切な助言やその事業計画を提案し、県内ものづくり企業の価格転嫁に繋がる経営基盤の強化や生産性向上、業務効率化など事業活動の活性化を図る。

3. 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙「令和7年度 価格転嫁円滑化伴走支援専門家派遣事業に関するものづくり企業発掘業務 仕様書」を参照のこと。

(2) 委託上限額

金2,800千円（消費税及び地方消費税を含まない）

(3) 委託期間

契約締結日～令和7年12月26日（金）

(4) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(5) 履行場所

受託者において確保する場所とする。なお、県内を原則とする。

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、契約金額以外の費用を負担しない。

4. 参加資格

法人格を有する営利法人又は非営利法人であって、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ② 国税及び地方税のいずれも滞納している者でないこと
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生申立開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- ④ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員、または暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ⑤ 申込期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ⑥ 業務の実施にあたり、当センターとの打ち合わせ等に適切に対応できること

5. 参加方法等

(1) 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（様式1）に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて次のとおり事務局に提出する。

関係書類：①会社概要（パンフレットなど任意）

②国税の滞納がないことを証する書面

本店所在地の所轄の税務署の発行する納税証明書（その3の3）

③地方税の滞納がないことを証する書面

都道府県税および市町村税を滞納していない証明書

（課税市町村が発行していない場合は、直近2年間の納税証明書）

申込期間：令和7年2月10日（月）から令和7年2月21日（金）17時までに必着

方 法：直接事務局へ持参又は郵送

郵送の場合は、事務局に到達したかを電話で必ず確認すること

事 務 局：公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 取引振興課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター2階

TEL:078-977-9074 FAX:078-977-9112

E-Mail: torihiki@staff.hyogo-iic.ne.jp（担当：打明）

(2) 質問受付

不明の点がある場合の質問の受付期間、受付方法及びその回答方法は次のとおりとする。

受付期間：申込開始日から令和7年2月21日（金）15時まで

受付方法：メールまたはFAX

事 務 局：5（1）に同じ

回答方法：全ての質問は令和7年2月21日（金）までに、参加資格を有すると認められた全ての者にメールまたはFAXで回答する。但し、全ての者に回答することが適当でないと当センターが判断した質問については、質問者のみに回答する。

（3）参加辞退

参加申込をした者が参加を辞退するときは、速やかに参加辞退届（様式4）を事務局に提出する。

6. 当選者の選定等

（1）参加資格の確認

参加表明書（様式1）の提出（申込）期限の日をもって、参加資格を確認する。

（2）企画提案の提出

参加資格を有すると確認された者は、当センターが定める期限までに企画提案申請書（様式2）に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて次のとおり事務局に提出する。

関係書類：①企画提案書（様式3）：6部

②定款または寄付行為：1部

法人格を有しない場合は、規約等これに類する書類

③履歴事項全部証明書（提出日において発行から3か月以内のもの）：1部

法人格を有しない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類

④参加表明の申請日が属する会計年度の前年度の決算書類：各1部

事業報告書、貸借対照表、損益計算書等

提出期限：令和7年3月10日（金）17時までに必着

方 法：直接事務局へ持参又は郵送

事 務 局：5（1）に同じ

（3）当選者の選定

企画提案を申請した者は、当センターが定める期日に開催する選定審査においてプレゼンテーションを実施する。選定委員会は企画提案の評価基準に従って採点を行い、一定基準を満たした上で評価点が最も高い者を当選者として選定する。

選定結果は企画提案を申請した者に文書で通知する。審査の経過や結果に関する問合せには応じない。

（4）企画提案の評価基準（配点100点）

評価項目	配点	評価内容
企業情報	10点	事業内容、経営状況（事業・財務）等
履行計画	20点	目標の達成に向けた履行スケジュール

実施体制	30点	実施場所・設備、責任者・業務スタッフの体制・スキル
業務実績	30点	同種の業務実績、県内企業の実態情報の蓄積等
提案価格	10点	提案価格、所要経費および内訳

(5) 提案価格

提案価格が著しく低い者は、ヒアリングを実施の上、当選しないことがある。

7. スケジュール

- ①公募開始 令和7年2月10日（月）
- ②参加表明書（様式1）及び関係書類の提出期限 令和7年2月21日（金）
- ③参加資格決定通知の発送 令和7年2月27日（木）
- ④質問受付期限 令和7年2月21日（金）
- ⑤企画提案申請書（様式2）及び関係書類の提出期限 令和7年3月10日（月）
- ⑥選定審査会 令和7年3月13日（木）または17日（月）
- ⑦選定結果通知の発送 令和7年3月21日（金）
- ⑧契約締結目途 令和7年4月1日
- ⑨委託完了 令和7年12月26日（金）

8. 契約保証金

当選者は、契約金額（消費税および地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合は、その保険証書の提出を以て契約保証金に代えることができる。

なお、保険期間は契約の期間とし、契約保証金は契約満了の日まで保管する。

9. その他

- (1) 参加希望者または参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - ② 募集要領に定める事項に違反した場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ④ 募集要領に定める方法以外で当センター職員、選定委員等に対して本案件について接触を図り、接触した事実が認められた場合
 - ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと当センターが判断した場合
- (2) 参加申込および企画提案に要する全ての費用は参加希望者または参加者の負担とする。

- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は当センターに帰属し、当センターは調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書（様式3）の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 提出された企画提案書（様式3）等は審査のためにのみ使用し、審査結果にかかわらず参加者に返却しない。また、当センターの所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (5) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜当センターが判断するものとする。